(目的)

第1条 この要領は、授業を欠席した学生(以下「欠席学生」という。)が学習支援の申出を行う場合に 必要な事項を定める。ただし、歯学部については、別に定める。

(欠席事由)

- 第2条 次に掲げる事由で授業を欠席した場合は、欠席学生は授業担当教員に学習支援の申出を行うことができる。
 - (1)本学学則第10条、第12条、第12条の2に規定している資格課程科目の実習による欠席
 - (2)「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、学生が裁判員又は裁判員候補者としての職務を果たすことによる欠席
 - (3)学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症に罹患し、出席停止による欠席
 - (4)配偶者及び2親等内の親族の忌引きによる欠席
 - (5) 自然災害等による欠席のうち、教務部長が特別に配慮の必要があると認めた場合

(学習支援申請)

- 第3条 前条の事由により欠席学生が学習支援の申出を行う場合は、学習支援願・許可書及びその事由を証明できる書類を担当部課署に提出し、許可を得なければならない。
- 2 前項で許可を得た場合は、欠席学生は学習支援願・許可書を授業担当教員に提示しなければならない。

(学習支援)

- 第4条 授業担当教員は欠席学生より学習支援願・許可書の提示があった場合は、欠席時の授業内容を自学自習ができるように、次に掲げる方法等により学習支援を行う。
 - (1)授業で配付した資料の提供
 - (2)授業範囲の確認及び授業ポイントの説明、あるいは授業の動画の提供
 - (3) 自習内容の指示
 - (4)欠席期間中に課題又は小テスト等が実施された場合の指示

(その他の欠席)

- 第5条 第2条第1項各号に規定されていない事由の欠席学生が、課外活動証明書、就職活動証明書又は公共交通機関発行の遅延証明書を取得した場合は、授業担当教員へ証明書を提示することにより、前条に定める学習支援を申出ることができる。その場合は、教員の判断で学習支援を行うことができる。
- 2 第2条及び前項に規定されていない事由の欠席学生が、授業担当教員へ学習支援を申出た場合 は、教員は欠席授業時の資料配付及び課題提出の締切期限等の重要事項を伝え、自学自習による 学びの支援を行う。なお、教員の判断で前条に定める学習支援を行うことを妨げない。

(事務)

第6条 この要領に関する事務処理は、教務担当部課署が行う。 (改廃)

第7条 この要領の改廃は、教務委員会の議を経て、学長が承認する。

附則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。